議案第2号

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の 一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年5月13日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校施設の開放に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則を一部改正したい。 なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校施設の開放に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

- 2 改正内容及び施行期日
 - 改正の内容及び施行期日は、次のとおりです。
- (1) 体育館空調設備に関する規定を次のとおり整備します。 令和4年6月1日施 行
 - ア 体育館空調設備の利用手続に関する規定を加えます。(第1条による改正後の第11条関係)
 - イ 開放施設に体育館空調設備を加えます。(別表関係)
- (2) 武道場及び特別教室に関する規定を次のとおり整備します。 令和4年8月1 日施行
 - ア 武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用申請等に関する規定を加えます。 (第2条による改正後の第10条から第16条まで関係)
 - イ 町田第一中学校の図書室の利用手続に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第17条関係)
 - ウ プールの利用手続に関する規定を加えます。(第2条による改正後の第18 条関係)
 - エ 使用料の還付に関する規定を改めます。(第2条による改正後の第21条関係)
 - オ 武道場及び特別教室に係る使用料の減免に関する規定を加えます。(第2条 による改正後の第22条関係)
 - カ 開放施設に武道場及び町田第一中学校の特別教室を加えます。(別表関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第1条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則(平成17年10月町田市教 育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
扮	郑
第5条 路	第5条 略
2 開放施設 <u>の利用に伴い、使用することができる設備及びその設置について</u> は、教育委員会が校長と協議して定めるものとする。	2 開放施設 <u>に設置する附属設備</u> は、教育委員会が校長と協議して定める ものとする。
(利用申請)	(登録団体の利用申請)
第8条 登録団体が開放施設 (体育館空調設備を除く。以下この条及び次条において同じ。)を利用しようとするときは、町田市学校開放施設利	第8条 登録団体が開放施設を利用しようとするときは、町田市学校開放 施設利用申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)を教育委員会
用申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。	
2.3 昂	2 · 3 略
(利用承認等)	(登録団体の利用承認等)
第9条 開放施設の利用の承認は、申請の順序により決定するものとす	第9条 登録団体の利用の承認は、申請の順序に <u>よる</u> 。ただし、同時に申
$\overline{\Delta}$ 。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選に \underline{L} り決定す $\overline{\Delta}$ ものとする。	請のあった場合は、抽選に <u>よる</u> ものとする。
2.3 路	2・3 路
	4 開放施設を利用する登録団体は、利用日の利用責任者を定めなければ
	ならない。
	5 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとす
	నం
(体育館空調設備の利用手続)	
第11条 登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定	
める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。	
型	
たときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告	

<u>書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければなら</u> かい

- 3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した登録団体に対し、納付書を交付するものとする。
- 4 前項の納付書の交付を受けた者は、納付書に記載された使用料を納期限までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、災害その他利用者の責めによらない事由により温水プールの利用ができなくなったときとし、還付する額は全額とする。

(利用責任者)

- 第13条 開放施設を利用する団体は、利用日の利用責任者を定めなければならない。
- 2 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとする。

(遵守事項)

第14条 略

(1) 略

(2) 利用の承認を受けた開放施設以外に立ち入らないこと。

(3) 器

(4)利用を認められたもの0みを</u>利用し、利用後は原状に回復すること。

(2)~(8)器

(損傷等の届出)

第15条 開放施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会

(使用料の還付)

第11条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、災害その他利用者の責めによらない事由により温水プールの利用ができなくなったときとし、還付する額は全額とする。

(遵守事項)

盤

第12条

- (1) 略
- (2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 路
- (4) <u>附属設備は、</u>利用を認められたもの<u>のみ</u>利用し、利用後は<u>必ず所定</u> の<u>位置に戻す</u>こと。
- (2)~(8)器

(損傷等の届出)

| 第13条 開放施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やか

	申請期間		利用日の	属する月	の前月の第1上曜	n 25 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	営委員会が指定すっ	п О		∑ □
ければならない。			5時から	午後9時まで	午前8時から 年後9時まで 年後9時まで	年前8時から 年後9時まで び	年後5時から	を 年前8時から 午後9時まで	午前8時から午後9時まで	略
その指示に従わない	開放日及び開放時間		夏季期間を除く	平日	夏季期間の平日	日曜日 土曜日 祝日	夏季期間を除く 平日	夏季期間の平日	日曜日 土曜日 祝日	略
に教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。 (委任) <u>14条</u> 略 表 (第5条、第8条関係)	開放施設	施設区分	本町田東小学校	及び南つくし野	小学校を除く <u>争し学校</u>	略 忠生中学校	本町田東小学校及び南つくし野	小学校を除く <u>争し学校</u>	春 木曽中学校 略	略
に教育 (委任) 第 <u>14条</u> 別表 (第5		異の 類	体育	館			校庭			备
		利用日の	属する月	の前月の第1上曜日から	ロから利 用日まぐ の間にお いて、運	営委員会が指定すっ	П		器	
o	倡		時から	時まで	ま から りまで	2 5 H	からまで	手から 手まで	ならまる	
ζ	開放時		午後5時为	午後9時ま	午前8時か 午後9時ま	午前8時办午後9時ま	午後5時か 午後9時ま	午前8時か 午後9時ま	午前8時か 午後9時ま	路
わなければならない	開放日及び開放時間		夏季期間を除く 午後5日	平日 午後9日	夏季期間の平日 午前 8 m 午後 9 m	日曜日 午前8時 土曜日 午後9時 祝日	夏季期間を除く 午後5時 平日 午後9時	夏季期間の平日 午前 8 時 午後 9 時	日曜日 午前8時 土曜日 午後9時 祝日	盤 盤
に届け出て、その指示に従わなければならない。 (委任) <u>16条</u> 略 表 (第5条、第8条関係)	開放施設 開放日及び開放時	施設区分		,	夏季期間の平日年後		期間を除く	夏季期間の平日 午前 午後 年後	шш	

	温 プ ル		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~ ~	~	
	盤	器	路	路	器	
`	備考 略	盤				

体育 南つくし野小学 夏奉期間を除く 午後5時から 調設 町田第一中学校 東本期間の平日 午後9時まで 調設 町田第一中学校 年後9時まで のくし野中学校 日曜日 午前8時から 南成瀬台中学校 土曜日 午後9時まで 鶴川中学校 祝日 午前8時から 鶴川第二中学校 祝日 本出中学校 祝日 小山中学校 小山中学校	温プル	蛩	盤	盤	鋆
武蔵岡中学校	<u> </u>	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 南中学校 のくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 歯川中学校 も上手学校 も上手校 も上手校 も上手校 も上手校 も上手校 も上手校 も上手校 も上手	<u>夏季期間を除く</u> <u>平日</u> <u>夏季期間の平日</u> <u>日曜日</u> <u>七曜日</u>	<u>午後5時から</u> <u>午後9時まで</u> <u>午前8時から</u> <u>午後9時まで</u> <u>午前8時から</u> <u>午前8時から</u>	<u>別に定める。</u>
略略略	器	略	略	略	略

編札 略

Γ

第1号様式中「校庭・体育館・特別教室」及び

- ※ 利用登録は、構成員全員が同居 以上)の団体で、かつ、構成員の ことが必要です。
- ※ 団体の代表者は、成人であるこ
- ※ 利用登録の期間は、1年間とす
- 主な活動場所(
- ◎ 公開についてご回答ください。団体加入の問い合わせがあっ ア よい (連絡先氏名 イ わるい

の家族でない10人以上(特別教室の利用登録は5人 半数以上が市内の在住者、在勤者又は、在学者である

とが必要です。

る。ただし、特別教室の利用登録は、2年間とする。 学校)

を削る。

たとき、貴団体を紹介してよいですか? TEL

╛

)

第2号様式中「(表)」及び裏面を削る。

第2条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(利用登録) 第7条 条例 <u>第7条第1項</u> に規定する町田市学校開放施設利用登録(以下 「利用登録」という。)の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たして いるものとする。 (1) 略	(利用登録) 第7条 条例 <u>第7条第1号</u> に規定する町田市学校開放施設利用登録(以下 「利用登録」という。)の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たして いるものとする。 (1) 略
(2) 構成員が10人以上(<u>武道場及び</u> 特別教室の利用登録にあっては5人以上)であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。 (3) 略	 (2) 構成員が10人以上(特別教室の利用登録にあっては5人以上)であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。 (3) 略 2 略
3 利用登録は、吹に掲げる開放施設の区分ことにこれを行わなければなら ない。 (1) 体育館(体育館空調設備を含む。以下この条において同じ。) (2) 武道場及び町田第一中学校の特別教室(図書室を除く。)(以下「武 道場等」という。) (3) 校庭(校庭照明設備を含む。以下この条において同じ。) (4) 特別教室(町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並び に第8条において同じ。)	
4 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書 (第1号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 5 教育委員会は、前項の規定による利用登録の申請を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあっては別に定める利用登録承認書を、武道場等及び特別教室の利用登録にあっては町田市学校開放施設利用登録証(第2号様式。以下「利用登録証」という。)を申請者に交付するものとする。 6 前項の規定により利用登録の承認を受けた団体は、同項の利用登録承認	 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 教育委員会は、利用登録を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあっては別に定める利用登録承認書を、特別教室の利用登録にあっては町市学校開放施設利用登録証(第2号様式。以下「利用登録証」という。)を申請者に交付するものとする。 前項の規定により利用登録を受けた団体 (以下「登録団体」という。)

書又は利用登録証を次条第1項<u>又は第10条第1項</u>に規定する申請<u>(同項</u> <u>に規定する町田市施設案内予約システムによる申請を除く。)</u>をするとき に提示しなければならない。

- 和用登録の期間は、1年間(<u>武道場等及び</u>特別教室の利用登録にあっては3年間)とする。ただし、<u>体育館及び校庭の</u>最初の利用登録にあっては利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで、特別教室の最初の利用登録にあっては利用登録の日の属する年度の3月31日までを利用登録の期間とする。
- 8 利用登録を更新しようとする<u>団体</u>は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日まで<u>(武道場等の利用登録の更新にあっては、教育委員会が別に定める期間内)</u>に、教育委員会に更新の届出をしなければならない。
- 9 第4項の規定にかかわらず、武道場等の利用登録を受けようとする団体 が町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する 規則(平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」 という。)第4条の規定による利用の登録を受けたときは、武道場等の利 用登録の承認を受けたものとみなす。この場合において、第5項及び第6 項の規定は適用しない。

(体育館等の利用申請)

- 第8条 前条の規定により体育館、校庭又は特別教室(以下これらを「体育 館等」という。)の利用登録の承認を受けた団体(以下「体育館等登録団 体」という。)が体育館等を利用しようとするときは、体育館等利用申請 書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 <u>前項</u>の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が $\underline{\omega}$ と認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の利用の申請は、一の体育館等登録団体につき1月当たりの利用

は、<u>前項</u>の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項に規定する申請をするときに提示しなければならない。

- 6 利用登録の期間は、1年間(特別教室の利用登録にあっては2年間)とする。ただし、最初の利用登録にあっては、利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで(特別教室にあっては、利用登録の日の属する年度の3月31日まで)を利用登録の期間とする。
- 7 利用登録を更新しようとする登録団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日までに、教育委員会に更新の届出をしなければならない。

(利用申請)

- 第8条 登録団体が開放施設(体育館空調設備を除く。以下この条及び次条 において同じ。)を利用しようとするときは、<u>町田市学校開放施設利用申</u> 請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 登録団体の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 登録団体の利用の申請は、1か月当たりの利用回数4回分までとする。

回数4回分までとする。ただし、<u>体育館等</u>に空きがある場合は、利用日の 1月前から利用日まで (特別教室にあっては利用日の7日前まで) 随時申請することができる。

(体育館等の利用承認等)

- 第9条 <u>体育館等</u>の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。 ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、<u>体育館等利</u> <u>用承認書</u>(第4号様式。以下「利用承認書」という。)を申請者に交付す
- 3 利用承認書は、<u>体育館等</u>を利用するときに提示しなければならない。 <u>(武道場等の利用申請)</u>
- 第10条 第7条の規定により武道場等の利用登録の承認を受けた団体(同条) 条第9項の規定により利用登録の承認を受けたものとみなされる団体を含む。以下「武道場等登録団体」という。)が武道場等を利用しようとするとき(次項の規定により予約を行ったときを含む。)は、武道場等利用申請書(第5号様式)又は町田市施設案内予約システム(以下「案内予約システム」という。)により、教育委員会に申請しなければならない。
- 2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する武道場等登録団体は、案内予約システムにより武道場等の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。
- 3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定 める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認 めるときは、この限りでない。

(武道場等の利用承認)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、 武道場等利用承認書(第6号様式)を当該申請をした者に交付する。ただ

ただし、<u>開放施設</u>に空きがある場合は、利用日の<u>1か月</u>前から利用日まで (特別教室にあっては利用日の7日前まで)随時申請することができる。

(利用承認等)

- 第9条 <u>開放施設</u>の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。 ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、<u>町田市学校</u> <u>開放施設利用承認書</u>(第4号様式。以下「利用承認書」という。)を申請 者に交付する。
- 3 利用承認書は、開放施設を利用するときに提示しなければならない。

し、案内予約システムによる申請の場合は、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の規定による承認 (予約に基づきなされた申請に対するものを除

く。)は、申請の順序により決定するものとする。ただし、教育委員会が 必要と認めるときは、この限りでない。 3 第1項の承認書は、武道場等を利用するときに提示しなければならな

ر \ ا (武道場等の利用券の購入)

第12条 武道場等の利用の承認を受けた者(以下「武道場等利用者」とい

<u>う。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなけ</u>ればならない。

(利用単位の制限)

第13条 同一月に武道場等を利用できる単位 (条例別表に規定する使用単

位をいう。以下同じ。)は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間にあってはそれぞれ1単位、日中にあっては2単位として計算する

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある武道場等があり、

かつ、利用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて利

用を承認することができる。

(武道場等の利用の取消し)

第14条 武道場等利用者は、武道場等の予約又は利用の申請を取り消そう

とするときは、武道場等利用申請取消書(第7号様式)又は案内予約シス

テムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1)予約に基づきなされた申請 当該申請に対する承認日の属する月の翌

月の8日

(2) 前号に掲げる申請以外の申請 利用日の22日前の日

(期日経過後の利用の取消し等による申請等の制限)

第15条 教育委員会は、武道場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該武道場等利用者に対し、その利用しなかった日又は取り消された利用日の属する月の翌々月の初日から14日までの間、別表に定める武道場等の申請期間のうちその初日が同月に到来する期間に係る武道場等の利用の申請及び予約の申込みを制限するものとする。

(1) 利用日に利用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の利用の取消しが同一月内の利用について2回以上あったとき。

(利用期間の制限)

 第16条 武道場等利用者は、武道場等を同一目的で引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(図書室の利用手続)

第17条 図書室を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又 は在学している者(小学校就学前の者を除く。)とする。 2 図書室を利用しようとする者は、別に定める利用申請書を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書室を利用する者は、入室し、又は退室するときは、利用者カードを

(プートの利用手続)

提示しなければならない。

第18条 プールを利用することができる者は、プールの開放を行う小学校 又は中学校に在籍する児童又は生徒、当該児童又は生徒の保護者及び当該 保護者が同伴する幼児(4歳以上の者で、教育委員会が認めるものに限る。)とする。 2 プールを利用しようとする者は、教育委員会が別に定める方法により、

プールの利用の承認を受けるものとする。

(温水プークの利用手続)

第19条 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料02種の利用券を購入しなければならない。

密

(体育館空調設備の利用手続)

第20条 体育館等登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、 別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければなら 2 前項の規定により承認を受けた体育館等登録団体が、体育館空調設備を 利用したときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績 報告書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければな らない。 3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した<u>体育館等登録団体</u>に対し、納付書を交付するものとする。

4711

(使用料の還付)

第21条 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の承認を取り消された

とき 全額

(2) 災害等の理由により開放施設が利用できなくなったとき 全額

(3) 第14条第1項の規定により利用の取消しをした場合において、教育

半額

委員会が相当の理由があると認めるとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めると

教育委員会が定める額

(温水プールの利用手続)

第10条 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料相当額の利用券を購入しなければならない。

(体育館空調設備の利用手続)

第11条

登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定め

る様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた登録団体が、体育館空調設備を利用した ときは、月の1日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に

記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した登録団体に対し、納付書を交付するものと

4 略

\$ 2°

(使用料の還付)

第12条条例第10条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、災害その他利用者の責めによらない事由により温水プールの利用ができなくなったときとし、還付する額は全額とする。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市開放施設 使用料還付請求書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合は、当該請求書の提出を省 略することができる。

(武道場及び特別教室の使用料の減額又は免除)

- 1) 町田市及び教育委員会が共催する事業に利用するとき 全額
- (2) 教育委員会が指定する町内会、自治会、青少年健全育成地区委員会その他これらに準ずる地域組織が、教育委員会が指定する小学校又は中学校の武道場及び特別教室を利用するとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 全

額又は半額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらか じめ武道場及び特別教室使用料減免申請書(第9号様式)にその旨を記載 し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用責任者)

第23条 略

(案内予約システムの利用)

第24条 第10条、第11条、第14条及び別表に定めるもののほか、武 道場等の利用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システ ム規則の定めるところによる。

(遵守事項)

第25条 体育館等登録団体及び武道場等登録団体並びに条例第7条第2 項に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(利用責任者) 第13条 略
 第2
 第14条
 第9条第2項の規定により利用の承認を受けた登録団体及び条

 FU
 例第7条第2号に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(遵守事項)

(1)~(8)器	(損傷等の届出)	第15条 略	(委任)
(1)~(8)器	(損傷等の届出)	第26条 略	(委任)

別表を次のように改める。

別表(第5条、第8条、第10条関係)

	開放施設	開放日及び開放時間		申請期間
施設	施設区分			
の種				
類				
体育	南つくし野小学	夏季期間を除	午後5時	利用日の属する月の前月の
館	校を除く小学校	く平日	から午後	第1土曜日から利用日まで
	町田第一中学校		9時まで	の間において、運営委員会が
	南中学校	夏季期間の平	午前8時	指定する日まで
	つくし野中学校	日	から午後	
	成瀬台中学校		9時まで	
	南成瀬中学校	日曜日、土曜	午前8時	
	鶴川中学校	日及び祝日	から午後	
	鶴川第二中学校		9時まで	
	忠生中学校			
	小山中学校			
	武蔵岡中学校			
武道	町田第一中学校	月曜日及び火	午後7時	次の各号に掲げる場合に応
場		 曜日 	から午後	じ、それぞれ当該各号に定め
			9時まで	る期間
		日曜日、土曜	午前9時	(1)予約の申込みをする場
		日及び祝日	から午後	合 利用日の属する月
			5時まで	(以下「利用月」とい
				う。) の前々月の初日か

				ら同月の8日まで。この
				場合において、予約をし
				た者の利用の申請期間
				は、同月の9日から利用
				日の利用時間前までと
				する。
				(2)前号の予約を実施した
				後において空きがある
				武道場の利用の申請を
				する場合(次号に掲げる
				場合を除く。) 利用月
				の前々月の9日(第15
				条の規定による制限を
				受けている場合にあっ
				ては、15日)から利用
				日の利用時間前まで
				(3)第13条第2項の規定
				により同一月に5単位
				を超えて利用する場合
				の6単位目以後の利用
				の申請をする場合 利
				用月の前月の15日か
				ら利用日の利用時間前
				まで
校庭	南つくし野小学	夏季期間を除	午後5時	利用日の属する月の前月の

1	I		1	1	1
	校を除く	、小学校	く平日	から午後	第1土曜日から利用日まで
	町田第一	一中学校		9時まで	の間において、運営委員会が
	南大谷中学校		夏季期間の平	午前8時	指定する日まで
	南中学校	艾	日	から午後	
	つくし里	予中学校		9時まで	
	成瀬台中学校		日曜日、土曜	午前8時	
	南成瀬中学校		日及び祝日	から午後	
	鶴川中学校			9時まで	
	鶴川第二中学校				
	薬師中学校				
	金井中学校				
	忠生中学校				
	木曽中学校				
	小山中等	Þ 校			
	武蔵岡中	中学校			
プー	小学校全	è校	夏季期間のう	午前9時	当日のみ
ル	つくし	予中学校	ち各校15日	から午後	
	鶴川第二	二中学校	以内で教育委	3時まで	
	金井中等	牟校	員会が指定す		
			る日		
特別	本町田	多目的	夏季期間を除	午後6時	利用日の属する月の前月の
教室	小学校	室	く火曜日及び	3 0 分か	第1土曜日から利用日の7
		ランチ	木曜日	ら午後9	日前まで
		ルーム		時まで	
			夏季期間の火	午後1時	

		曜日及び木曜	から午後
		日	9時まで
		日曜日、土曜	午前9時
		日及び祝日	から午後
			9時まで
木曽境	音楽室	夏季期間を除	午後6時
川小学	家庭科	く火曜日及び	3 0 分か
校	室	木曜日	ら午後 9
	ランチ		時まで
	ルーム	夏季期間の火	午後1時
		曜日及び木曜	から午後
		日	9時まで
		日曜日、土曜	午前9時
		日及び祝日	から午後
			9時まで
小山ヶ	理科室	夏季期間を除	午後6時
丘小学	図工室	く火曜日及び	3 0 分か
校	音楽室	木曜日	ら午後 9
	第3音		時まで
	楽室	夏季期間の火	午後1時
	家庭科	曜日及び木曜	から午後
	室	日	9時まで
		日曜日、土曜	午前9時
		日及び祝日	から午後
			9時まで

町田第	交流ホ	月曜日及び火	午後7時	次の各号に掲げる場合に応
一中学	ール	曜日	から午後	じ、それぞれ当該各号に定め
校	多目的		9時まで	る期間
	室	日曜日、土曜	午前9時	(1)予約の申込みをする場
	第一音	日及び祝日	から午後	合 利用月の前々月の
	楽室		5時まで	初日から同月の8日ま
	家庭科			で。この場合において、
	室			予約をした者の利用の
				申請期間は、同月の9日
				から利用日の利用時間
				前までとする。
				(2)前号の予約を実施した
				後において空きがある
				開放施設の利用の申請
				をする場合(次号に掲げ
				る場合を除く。) 利用
				月の前々月の9日(第1
				5条の規定による制限
				を受けている場合にあ
				っては、15日)から利
				用日の利用時間前まで
				(3)第13条第2項の規定
				により同一月に5単位
				を超えて利用する場合
				の 6 単位目以後の利用

1	1	I	I	1	l I
					の申請をする場合 利
					用月の前月の15日か
					ら利用日の利用時間前
					まで
		図書室	日曜日、土曜	午前9時	当日のみ
			日及び祝日	から午後	
				5時まで	
	鶴川中	小ホー	木曜日及び金	午後6時	利用日の属する月の前月の
	学校	ル	曜日	3 0 分か	第1土曜日から利用日の7
		ミーテ		ら午後8	日前まで
		ィング		時 3 0 分	
		ルーム		まで	
			日曜日、土曜	午前9時	
			日及び祝日	から午後	
				5時まで	
温水	町田第-	一中学校	8月以外の月	午後6時	当日のみ
プー			の月曜日及び	3 0 分か	
ル			火曜日	ら午後8	
				時 3 0 分	
				まで	
			8月の月曜日	午後4時	
			及び火曜日	から午後	
				8 時 3 0	
				分まで	
			日曜日、土曜	午前10	

1	I	1	1	1
		日及び祝日	時から午	
			後 5 時 3	
			0分まで	
	南中学校	8月以外の月	午後6時	
	鶴川中学校	の木曜日及び	3 0 分か	
		金曜日	ら午後8	
			時 3 0 分	
			まで	
		8月の木曜日	午後4時	
		及び金曜日	から午後	
			8 時 3 0	
			分まで	
		日曜日、土曜	午前10	
		日及び祝日	時から午	
			後 5 時 3	
			0分まで	
体育	南つくし野小学	夏季期間を除	午後5時	別に定める。
館空	校を除く小学校	く平日	から午後	
調設	町田第一中学校		9時まで	
備	南中学校	夏季期間の平	午前8時	
	つくし野中学校	日	から午後	
	成瀬台中学校		9時まで	
	南成瀬中学校	日曜日、土曜	午前8時	
	鶴川中学校	日及び祝日	から午後	
	鶴川第二中学校		9時まで	
ı	1	ı	1	ı

	忠生中学校			
	小山中学校			
	武蔵岡中学校			
校庭	木曽中学校	1月から3月	午後5時	別に定める。
照明		まで及び10	3 0 分か	
設備		月から12月	ら午後9	
		まで	時まで	
		4月から9月	午後6時	
		まで	3 0 分か	
			ら午後9	
			時まで	

備考

- 1 夏季期間とは、7月21日から8月31日までをいう。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日をいう。
- 3 1月1日から同月3日(温水プールにあっては同月4日)まで及び12月29日から同月31日までは、学校開放を行わない。
- 4 前項に規定するもののほか、温水プール及び鶴川中学校の特別教室については、祝日が学校開放を行わない曜日に当たるときは、当該祝日における学校開放を行わない。
- 5 特別教室及び温水プールにおける開放時間については、祝日が学校開放を行 う曜日(日曜日及び土曜日を除く。)に当たるときは、祝日の開放時間の規定を 適用する。
- 6 開放施設の利用の単位は、開放時間の範囲内で教育委員会が別に定める。た だし、武道場等の利用の単位は、条例別表に規定する使用単位のとおりとする。
- 7 武道場等の利用の申請(案内予約システムによる申請を除く。)の受付日及び

受付時間は、この表に規定する武道場等の開放日及び開放時間とする。

第1号様式中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第3号様式中「町田市学校開放施設利用申請書」を「体育館等利用申請書」に、「学

Γ

校開放施設の」を「体育館等の」に、

午 前	時	分から	時	分まで
午 後	時	分から	時	分まで
夜間	時	分から	時	分まで

Γ

を

時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで
時	分から	時	分まで

に改める。

第4号様式中「町田市学校開放施設利用承認書」を「体育館等利用承認書」に、「学

Γ

校開放施設の」を「体育館等の」に、

午前	時	分から	時	分まで
午 後	時	分から	時	分まで
夜間	時	分から	時	分まで

Γ

※遵守事項

- (1) 利用の承認を
- (2) 利用の承認を

- (3) 利用時間(準
- (4) 附属設備は、すこと。
- (5) 利用後は、清
- (6) 喫煙及び飲酒
- (7) 火気を使用し 承認を受けたと
- (8) その他管理者

時分から時分までを時分から時分まで時分から時分まで

に改め、

受けた目的以外に利用しないこと。 受けた施設以外に立ち入らないこと。 備及び後片付けに要する時間を含む。)を厳守すること。 利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻

を削る。

掃を行うこと。 を行わないこと。 ないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の きは、この限りでない。 の指示に従うこと。 第4号様式の次に次の4様式を加える。

第5号様式(第10条関係)

	武道		年	月		日	承認番	号					
利用日		年	月	曜日	利用時	持間	1 午前 時	2 午 分~		3 i 時	夜間 分	4 日中	1
利用目的													
利用責任者 □申請者と	住河	折											
同じ	氏	名					電話						
施設の名	称	利用	予定			使用料(円)							
収容人員(人)	人数	(人)	午	前	午後 夜間 日中							
						使	用料計						田
備考					•								
 上記のとお	り武道場	景等の系	川用を目	申請しま [、]	す。								
		日	7714 C	, ,,, ,	, 0								
	□ 11. 6												
	団体名												
	住 所 氏 名												
	電話												
	. Б. НП							町田市	教育	委員	会 梯	Ŝ	

第6号様式(第11条関係)

	武道	場等和	刊用承	認書		年	月	日	₹認番号			
利用日		年	. 月	曜日	利用師	寺間	1 午前 時	2 午後 分~	3 夜 時	間 4 日	日中	
利用目的												
利用責任者	住河	折										
□申請者と 同じ	氏	名				電話						
施設の名	称	利用	予定				使用料	(円)				
収容人員(人)	人数	(人)	午	前		午後	夜間	₹	日	中	
						使	用料計				円	
備考												
上記のとお		易等の利 日	川用を対	承認しま	す。							
申請者	団体名											
	住 所											
	氏 名			様								
	電 話						_		·			
							<u> </u>	町田市教育	了 委員会	`		

武道場等利用申請取消書

年 月 日

町田市教育委員会 様

申請者 団体名 住 氏 氏 電

下記のとおり武道場等の利用を取り消します。

<u>「これのとわり政</u> 退場等の利用を取り得しよう。											
承認番号				承認	年月日		年	月	日		
取消理由											
利用日時		年	月	日 (曜日)	午前	午後・夜間	間・日	中			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			71		(時	分~	時	分)			
利用施設 (該当する施設											
に○印)											
利用責任者名	住所										
□申請者と同じ	氏名			電話							

町田市開放施設使用料還付請求書

年 月 日

町田市教育委員会 様

請求者

団体名

住 所

氏 名 電 話 印

次の理由により開放施設の使用料の還付を請求します。

利用日時	年	月	日 (曜日)	時	分~	時	分	
利用目的									
利用施設									
還付理由									
既納付額			円						
納付年月日	年	月	日						

第9号様式(第22条関係)

武道場	易及び特	別教室	逐使用	料減免	申請書						年		月	日
利用日		年	月	曜日	利用	寺間	1	午前 時	2 午後 分~	第 3 時	夜間 分	4	日中	
利用承認日		年	月	日	曜日									
利用目的														
申請理由														
施設の名	称	利用予	定			使	用彩	∤減免□	申請額(円)				
収容人員((人)	人数	(人)	午	前		午後		夜	間			日中	
					使用米	斗減免り	申請額	額計						田
上記のとお	り使用料	∤の減額	・免隊	余を申請	します。									
年	月	日												
	団体名 住 所 氏 名 電 話							ı	ポロギ 粉	古禾	3	羊		
1								ļ	町田市教	、月安月	マᠴ╴↑	求		

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1)第1条中別表の改正規定(体育館の項及び校庭の項に係る部分に限る。)及び附 則第5項の規定 公布の日
- (2) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3項及び第6項の規定 令和4年6月1日
- (3)第2条並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年8月1日 (経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の第7条第7項の規定は、前項第3号に掲げる規定の 施行の日以後の申請に係る特別教室の利用登録の期間について適用し、同日前の申 請に係る特別教室の利用登録の期間については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、第1条の規定による改正前の第1号 様式及び第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使 用することができる。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、第2条の規定による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 (準備行為)
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

第1号様式(第7条関係)

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団 体 名						登録番号			
利用施設						活動内容			
	氏 名					生年月日	年	月	日
代表者	住 所	₸							
	電話番号								
松	在住者		在勤者			計			ı
登録人員	在学者		その他		Ī	ī)	(
添付書類		構成員名							

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(第1条による改正前)

第1号様式(第7条関係)

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名						登録番号			
利用施設	校原	を ・ 体 育	育館 • 朱	<u> </u>		活動内容			
	氏 名					生年月日	年	月	日
代表者	住 所	₸							
	電話番号								
双 扫 吕	在住者		在勤者			言 十			ı
登録人員	在学者		その他		i	ĒΤ)	Λ.
添付書類		構成員名							

- ※ 利用登録は、構成員全員が同居の家族でない10人以上(特別教室の利用登録は5人以上)の団体で、かつ、構成員の半数以上が市内の在住者、在勤者又は、在学者であることが必要です。
- ※ 団体の代表者は、成人であることが必要です。
- ※ 利用登録の期間は、1年間とする。ただし、特別教室の利用登録は、2年間とする。
- 主な活動場所 (学校)
- ◎ 公開についてご回答ください。

団体加入の問い合わせがあったとき、貴団体を紹介してよいですか?

ア よ い (連絡先氏名

TEL

イ わるい

第2号様式(第7条関係)

			第	号
	町田市学校	開放施	設利用登録証	
使用施設				
団 体 名				
代表者氏名				
活動内容				
※有効期間 登録の日から	年	月	日町田市教育委員会	印

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(改正前)

第2号様式(第7条関係)

(表)

第 号

町田市学校開放施設利用登録証

使用施設

団 体 名

代表者氏名

活動内容

※有効期間

登録の日から 年 月 日

町田市教育委員会

囙

(裏)

遵守事項

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2)利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用時間(準備及び後片付けに要する時間を含む。)を厳守すること。
- (4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。
- (6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
- (8) その他管理者の指示に従うこと。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(第2条による改正後)

第1号様式(第7条関係)

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則<u>第7条第4項</u>の規定により、次のとおり 学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名					登録番号			
利用施設					活動内容			
	氏 名				生年月日	年	月	日
代表者	住 所	₸						
	電話番号							
双钮 1 吕	在住者		在勤者	-	計			Į.
登録人員	在学者		その他	Ī	fΤ)	Λ.
添付書類		構成員名	簿					

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(第2条による改正前)

第1号様式(第7条関係)

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則<u>第7条第3項</u>の規定により、次のとおり 学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名					登録番号			
利用施設					活動内容			
	氏 名				生年月日	年	月	日
代表者	住 所	₸						
	電話番号							
双扫↓吕	在住者		在勤者	=	計			Į.
登録人員	在学者		その他	Ī	ā)	Λ.
添付書類		構成員名	演					_

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(改正後)

第3号様式(第8条関係)

受付番号		
年	月	日

体育館等利用申請書

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり 体育館等の利用を申請します。

利力	用施	設	()	学校	杉	交庭	•	体育	館	•	特	別教室	
団	体	名									登	録	番号					
			氏		名													
利用	月責任	:者	住		所	₹												
			電話	番	号								自宅	: • :	勤務爿	ŧ.	携帯	
			氏		名													
申	請	者	住		所	₹												
			電話	番	号								自宅	:	勤務先	는 •	携帯	
特		训	教		室	1 F					室		2 F				刍	室
17),	נינ	教		至	3 F					室		4 F				氢	室
				左	Ē.	月	日					诗	分が	ら	耳	寺	分まで	で
利力	用日	時										诗	分か	ら	Ħ	寺	分まで	で
				()曜日						诗	分か	ら	Ħ	寺	分まで	で
利力	用目	的																
利	用于	7	官 人 」	員	大人		,	人	子ど	4			人計				J	人
備	考																	

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(改正前)

第3号様式(第8条関係)

受付番号		
年	月	日

町田市学校開放施設利用申請書

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり 学校開放施設の利用を申請します。

利用施設	()	学校	校庭	•	体育的	館・	特別教室	<u> </u>
団 体 名					登	録者	€ 号			
	氏 名									
利用責任者	住 所	₹								
	電話番号						自宅	・勤務先	・携帯	
	氏 名									
申請者	住 所	Ŧ								
	電話番号						自宅	・勤務先	・携帯	
特 別	教室	1 F			室		2 F			室
特別	教 至	3 F			室		4 F			室
	年	月 日	ı	午前	ŀ	诗	分か	ら 時	テータま	きで
利用日時	'		•	午後	F	時	分か	ら 時	テータま	きで
	()曜日		夜間	F	時	分か	ら 時	テータま	きで
利用目的										
利用予定	定人員 大人		人	子ども		人	計			人
備考										
利 用 目 的 利 用 予 5	(定人員 大人)曜日	人	夜間	ļ	诗	分か			

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(改正後)

第4号様式(第9条関係)

承認番号		
年	月	日

体育館等利用承認書

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり <u>体育館等</u>の利用を承認します。

町田市教育委員会印

利	用施言	没	()	学校	t	交庭	•	体育館	官 ・	特	別教室
団	体	名									登	録	番号			
			氏		名											
利	用責任	者	住		所	₹										
			電話	番	号								自宅	勤務	先 •	携帯
			氏		名											
申	請	者	住		所	干										
			電話	番	号								自宅	勤務	先 •	携帯
胜	別	ı	教		室	1 F					室		2 F			室
特	בים		教		主	3 F					室		4 F			室
				左	Ę.	月	日				压	寺	分かり	ò l	時	分まで
利	用日日	庤		,	'						F	寺	分かり	ò l	诗	分まで
				()曜日					压	寺	分かり	ò l	時	分まで
利	用目的	的														
利	用予	Ź	官 人	員	大人		,	人	子	ごも		,	人計			人
備	考															

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表(改正前)

第4号様式(第9条関係)

承認番号		
年	月	日

町田市学校開放施設利用承認書

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり 学校開放施設の利用を承認します。

町田市教育委員会印

利	用力	施設	()	学校	校庭	•	体育食	ⅰ •	特別教室
団	体	名								登	録	番号		
			氏		名									
利	用責	任者	住		所	F								
			電話	番	号							自宅	・勤務先	き・携帯
			氏		名									
申	請	者	住		所	₽								
			電 話	番	号							自宅	・勤務先	き・携帯
特		別	教		室	1 F				室		2 F		室
17		ניס	叙		王	3 F				室		4 F		室
				年	Ξ.	月	日		<u>午前</u>		時	分かり	う 時	テ 分まで
利	用	日時					, .		午 後		時	分かり		
				()曜日			夜間		時	分かり	う 時	テ 分まで
利	用	目的												
利	用	予定	定人.	員	大人		,	人	子ども)		人計		人
備	考													

※遵守事項

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用時間(準備及び後片付けに要する時間を含む。)を厳守すること。
- (4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。
- (6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の 承認を受けたときは、この限りでない。
- (8) その他管理者の指示に従うこと。